

2008.06.09：平成20年第2回定例会（第1日） 本文

大野はるひこ議員 議長。

議長（佐々木としたか議員） 大野はるひこ議員。

〔大野はるひこ議員登壇〕（拍手する人あり）

大野はるひこ議員 おはようございます。ただいまより、区政に対する一般質問を行います。

初めに、コミュニティバスについてお伺いいたします。

平成16年度基礎調査において、区内で公共交通サービス水準を改善すべき地区が確認されていますが、地理的移動制約者の利便性の向上のためには、それぞれの地区の状況に応じて、交通事業者に対し路線バスの運行経路・運行水準の改善要請を検討するとともに、医療施設や商業施設等の協力も含め、ニーズや採算性等を十分に勘案した上で、コミュニティバスの導入を視野に入れた対応を研究する必要があると報告がなされました。

昨年度の交通対策調査特別委員会では、東武東上線立体化促進活動とともに、区内交通アクセス改善対策について、公共交通サービス水準要改善、区内8地域の分析及び現状調査、交通アクセスの課題整理、具体的施策の方向性についての検討が、他区のコミュニティバスの現状とともに調査がなされました。

本年度より、交通不便地域における公共交通サービス水準の向上を図るため、バス事業者に対して路線バスの新設・増設が要請されるとともに、コミュニティバスの導入に向けて3か年の事業経費1億8,000万円が新規計画として事業化され、本年度においては本格的な調査・検討が行われ、平成21年度、22年度と実験運行、検証が行われる予定になっています。

既に実施している各自治体におけるコミュニティバス運行事業の平成18年度の支出総額は、杉並区では、2路線で600万7,371円。練馬区では、4路線で1,765万2,968円。戸田市では、4路線で3,672万2,200円が各自治体の負担となっており、19年度においても同じ状況で推移をしているものと思われます。

本区では、コミュニティバス導入に向けて本年度より調査・検討が行われる予定となっておりますが、調査・検討に当たり、区内の交通不便地域8地区を中心に十分検討をいただくとともに、都営三田線、東武東上線、地下鉄有楽町線が南北に走る鉄道間を横断的に結ぶための東西方向への公共交通の利便性の向上へ向けて、交通事業者へ対し、強い改善要請をした上での調査・検討、また病院、公共施設（区役所、区民事務所等）、買い物などの利便性の向上、通勤・通学など駅へのアクセスの利便性の向上など、ターゲットをどこに絞り込むのかを十分に調査・検討していく必要があります。バス事業者も、国際興業社1社と折衝するのではなく、他のバス事業者との折衝をして条件のよい事業者を選ぶことが望ましいと考えます。広く板橋区全体を順次、網羅するコミュニティバス導入に向けての調査・検討でなければならないと思います。

各自治体の支出総額も毎年、赤字を出している中での板橋区においての導入に当たり、毎年数千万円の赤字が出てしまうようでは、区の財政に悪影響を及ぼすおそれがあるので、入念な調査・検討をし、安易な導入は避けるべきと考えますが、区長のコミュニティバス導入に向けての考えをお伺いいたします。

次に、教育対策についてお伺いいたします。

基礎学力形成の中心となるのは小学校・中学校であることは言うまでもありませんが、昨今、児童・生徒の学力低下が著しくなっています。

学校現場では、学校週5日制の中での限られた授業時間数を確保するために、夏休みの間に、家庭訪問や体験学習、個人面談を実施し、通常授業に支障のないよう対策を講じています。学校行事等により通常授業が確保できなくなることで、また中学校においては、小学校での基礎学力が身につけていない生徒に対しては非常にご苦労をされています。

そこでお伺いいたします。学力の向上、ゆとりある教育を行うためにも、各学校独自に判断をし、土曜日を正規の授業時間数にカウントし授業を行うことはできないのでしょうか。また、正規の授業として認められない場合、教員や地域のボランティアの方が補講授業を行うことはできないのでしょうか。

次に、放課後子ども教室についてお伺いいたします。

子どもが犠牲となる犯罪、凶悪事件が相次いで発生し、社会問題化していることや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育の低下が指摘される中、平成19年度より、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る観点から、文部科学省と厚生労働省が連携して「放課後子どもプラン」が創設されました。

板橋区においても、本年度より、スタートは異なるものの、全小学校53校にて実施されました。私も、実際に学校に行き、子どもたちの遊ぶ姿を見て、また校長先生や指導員の方々にお話を聞いたところ、「参加時は、受付名簿に記入をするが、帰宅時には、受付名簿に記入せず帰ってしまう児童がいる」、「大きなけがをした際の学校の対応のよさ」、「指導員の各学校での対応の違い」などのお話を伺うことができましたが、大きな事故もなく子どもたちが楽しく遊ぶ姿を拝見し、第一段階としてはおおむねよいスタートができたのではないかと思います。幾つかお伺いいたします。

安全上、大規模校、小規模校を問わず、参加児童数の多い学校への指導員の増員をすることはできないのでしょうか。また、指導員の資質向上へ向けてのさらなる指導体制を図っていくお考えはあるのでしょうか。

また、本年9月より、第2段階の学習アドバイザーによる宿題などの学習支援が5校で実施される予定となっておりますが、学校選択制の一つの判断基準になる要因になり得る可能性もあると思われしますので、準備ができた学校より随時、導入をすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

次に、理解のない保護者への対応についてお伺いいたします。

学校に対する親の理不尽な要求が増え、それによって先生方が疲弊し、教育活動が損なわれ、また親が学校を飛び越して教育委員会や文部科学省に苦情を持ち込むケースなど、学校では親からのクレームへの対応に日常の教育活動が奪われたり、精神的なストレスを抱えたりすることもある中、他の自治体の教育委員会では、理不尽なクレームに対応するためのクレームを想定した研修会の実施、教育委員会にクレームに対応するための専門職を配置するなど、また、目に余るケースについては警察との連携など、対策が講じられています。

同様に、給食費、教材費など払えるのに払わない保護者への対応については、現在、板橋区では、初めに学校から納付額のお知らせと口座振替の依頼がなされますが、納入しない保護者へ対しては、学校からの催告のほか、教育長名で再度、納入依頼を行うとのことで、一歩前進いたしました。

今後、教育現場に負担をかけることなく、先生方が学校教育に専念できるような体制をつくるためにも、理不尽な要求、給食費等の未納問題への対応に対して、教育委員会が窓口となり対応をとることが望ましいと考えますが、今後の対策についてお伺いいたします。

本区では、教育ビジョン第4次案が策定されました。その中には、多様な育ち方をしてきた子どもたちの集団を前にする先生、先生たちは頑張っていますが、手に負えない子ど

もも増え、先生としての本来の役割を十分に発揮できないこともまれではありません。学校が教育力を増し、常に向上を目指すことと、それを教育委員会が強力に支援することが今まで以上に必要になっているとうたわれています。教育ビジョンが目指す方向と施策の柱の5番目には、教育委員会は、現場主義に徹し、子どもの育ちや家庭・教員・地域の教育を支えますともうたわれております。教育推進計画の基本的な考え方の中では、学びの中でつまづいたときには、基礎基本に立ち返ることができる、いつでも戻れる学習の仕組みを整え、子どもの学びの意欲を支えますともうたわれています。

しつけは家庭教育にあり、学校で家庭教育をする必要はありません。しっかりとした基礎的学力を身につけさせるのが学校教育でありますので、ぜひとも現場の先生方、子どもたちがゆとりを持った教育に専念できるような体制を整えていただきますよう希望いたします。

次に、区役所本庁舎南館改築計画についてお伺いいたします。

海外では、去る5月2日夜から3日にかけてミャンマーを直撃した大型サイクロン「ナルギス」による大災害に引き続き、去る5月12日、中国南西部の四川省を震源として発生したマグニチュード7.8の大地震では、住宅や学校、行政庁舎を含む多くの建物が崩壊し、その下敷きになるなどして、死者・行方不明者は約7万人とも言われる大災害となりました。この報道に接したとき、建物の脆弱さが浮き彫りにされ、人命を守る上で建物の安全性・耐震性がいかに重要であるかということ、改めて痛感させられる思いがいたしました。

そこで、本区に目を向けてみますと、学校施設をはじめとした公共施設の耐震補強計画は、「いたばしNo.1実現プラン」に基づき、前倒しをして平成22年度までにすべて終了するとの計画が示されており、大変期待をするとともに、着実な計画推進を要望するところであります。

一方、庁舎南館については、建築後45年が経過し、設備等の老朽化が進んでいるばかりか、耐震状況についてもDランクに相当しているとのこと。改めて言うまでもなく、区役所本庁舎は、さまざまな届け出や申請のために、日々、多くの区民の方々が来庁しております。また、大地震等の大規模災害が発生した際、区内全域の防災支援活動の拠点となる機能を担っております。そのような庁舎が耐震性に不安を抱えたままでは、板橋区として、53万区民の生命、財産を守ることはできないと考えます。

その点からも、庁舎南館の改築につきましては、区として喫緊の課題として、早急に取り組む必要があると思います。南館改築計画の今年度の予定では、シンクタンクの協力を得ながら「改築基本構想の策定」に取り組むとのことですが、6月から9月上旬までの期間で基本構想素案を策定する作業スケジュールとお聞きしております。基本構想は、改築後の庁舎の規模や備えるべき機能などについて、今後の設計業務など、具体的作業におけるガイドラインとなるものであるとともに、改築に対する板橋区の考えを広く区民の皆様に関与を担うものであると理解をしています。

そこでお伺いいたします。基本構想を策定する中で、防災センターのあり方なども検討の俎上に上がると思いますが、災害時の拠点となる施設でもありますので、より安全性の高まる新南館に場所を移し、あわせて機能拡充を図るべきと考えますが、区長のご所見はいかがでしょうか。

また、改築計画は区民の皆様に対していつごろ、どのような形でお知らせをしていくお考えなのでしょうか。あわせて、いかに区民の皆様にご理解を図っていくのか、お考えをお示しく下さい。

最後に、要望ですが、改築中の移転先の一つとして、旧保健所跡地が仮移転先の候補と

お聞きしておりますが、旧保健所の耐震ランクもDランクとのこと。旧保健所が仮移転先となった場合には、耐震補強をし、安全性を高める必要があります。耐震補強の工事につきましては、コストを抑えたより耐震性のある補強工事をするべきではないかと考えます。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

消防団は、地域に密着した防災活動機関として、火災や水災などに対する消防活動及び救出、救護などを任務とし、消防署隊と連携し活動し、また震災などの大災害に備え、地域における防災活動の中核として、地域住民の方々に対し出火防止、初期消火等の指導を行うとともに、震災時には、それぞれの任務に基づいて、被害の極限防止を図るため積極的に活動をする任を背負っています。消防団が主体となった防火防災指導、消防署と連携した防火防災指導、住民のニーズの把握と情報の提供等、団員一人ひとりの知識、技術、教養の向上を高めていくことは必要不可欠なことは言うまでもありませんが、消防団の格納庫についてお伺いいたします。

狭隘な格納庫が数多く見受けられ、可搬ポンプを格納しただけで身動きがとれない現状です。格納庫ではなく、まるで物置です。防火防災用の資機材、また今後、指導用の資機材が配置されることになっても、保管するスペースなどない状況です。各分団の格納庫を再点検するとともに、分団によっては、立ち退きにより、現在、守備範囲に格納庫がない状態となっており、火災、災害等が発生した場合、迅速な対応ができない状態です。災害時の拠点となる狭隘な分団格納庫、立ち退きになった格納庫の代替地が確保できるよう、区長は消防団運営委員会の委員長も務められておりますので、板橋区、消防署、東京都との関係を明確化し、緊密な連携を図り、消防団が活動しやすい体制を整えていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、指定避難場所の充実についてお伺いいたします。

災害時等における地域被災者の避難に備えて、すべての区立小・中学校が避難場所として指定され、食料、毛布や日用品、仮設トイレなどが備蓄されるとともに、学校防災連絡会が組織されています。学校防災連絡会の開催も年に1回程度で、マニュアルはあるものの、机上の話し合いが多く、実際に震災が発生した場合、円滑な行動、対応がとれるのか疑問に思います。迅速な動きをとることができるためにも、備蓄倉庫の把握を含め、実際に即した組織にすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、区道の名称についてお伺いいたします。

板橋区が管理している道路には、愛称名がついているところがあります。例えば、「台橋通り」、「東京大仏通り」など、区道42路線に愛称名がついています。しかし、どういうわけか、小茂根や大谷口、向原あたりの道路には愛称名がありません。道路に愛称名がつくことは、地域の住民にとって、便利なだけでなく、地元に対する愛着もわき、また地域内、地域外の人にとっても目標となり、便利になります。

そこでお伺いいたします。現在、決定している愛称名はどのように決定されているのでしょうか。また、これからどのようにすれば愛称名をつけていただけるのか、お伺いいたします。

次に、公園の落ち葉対策についてお伺いいたします。

区内それぞれの地域には、緑が大変多い場所があり、非常によい環境が保たれ、ありがたいと思います。公園の樹木、とくに落葉樹は、ヒートアイランドの緩和はもちろん、自然環境の保全や景観の向上、季節感の醸成などに大きく貢献しています。しかしながら、春先の新芽の時期、秋から冬にかけての落ち葉については、多くの苦情につながっているとお聞きいたします。

落ち葉の処理については、公園清掃等で行っているわけですが、原則として1週間に1

回程度では追いついていけないのが現状です。この問題については、恐らく抜本的な解決策がないと思われますが、樹木の大切さを広く区民の皆様を紹介し、落ち葉についても自然の摂理の一つであることに理解を得ることが大切であると考えます。

現在、板橋区では、地域住民のボランティアグループが、公園管理の里親として、区と協働で公園を管理する制度があります。ボランティアグループは、清掃や除草など公園をきれいに管理する活動を受け持たれています。このような活動を通して、マンション等に住まわれている方々が近隣の公園を自分の庭のように思えば愛着がわき、区で賄い切れない部分をカバーできるのではないかと考えます。区長の認識をお伺いいたします。

次に、公園の砂対策についてお伺いいたします。

公園は、道路のアスファルトやビルなどの建ぺい地と異なり、都会に残された貴重な土が多く残されています。土は、一定の水分を含み、蒸散によるヒートアイランドの抑制や雨水の浸透による都市水害の防止に大きく役立っています。年間を通じ季節風が吹く乾燥期には、砂じんが舞い上がり、道路側溝に砂が積もり、水はけが悪くなる状況が発生しています。公園の裸地を土として残しつつ、砂じんに対する方策を検討すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、地下鉄小竹向原駅エスカレータ設置についてお伺いいたします。

現在、小竹向原駅3番、4番出口には、ホームから改札口までのエレベータが設置され、また3番出口には地上までのエレベータが設置されています。1番、2番出口には、ホームから改札口までのエレベータがなく、また改札口から地上までのエスカレータが設置されてはいるものの、途中までで終わってしまい、その後は急な階段となっており、高齢者や障がい者の方々に負担がかかっています。

今月14日には、東京メトロ副都心線が開業されます。小竹向原駅は、西武池袋線、東武東上線、副都心線の乗りかえ駅として、今後も乗降客が増加すると思われます。バリアフリー対策として、東京メトロでは人に優しい駅づくりに努めており、バリアフリー施設の整備について積極的に取り組んでいるとのこと。今後も、平成12年11月に施行された交通バリアフリー法に基づき、高齢者や身体の不自由なお客様が安心して安全に地下鉄を利用できるように、地上出入り口からホームまでのエレベータ及びエスカレータの設置に向けて整備を進めていくと発表しております。小竹向原駅1番、2番出口へのエスカレータ設置の要望を、東京メトロに対し働きかけていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手する人あり)

区長(坂本 健君) 議長、区長。

議長(佐々木としたか議員) 区長。
〔区長(坂本 健君)登壇〕

区長(坂本 健君) 大野はるひこ議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、コミュニティバスの実験運行路線についてのご質問であります。

コミュニティバスの実験運行を実施するに当たりますとは、平成16年度、STS・移送サービス基礎調査におきまして、区内で相対的に公共交通サービス水準が低いとされた8地域を基本として検討しております。実験運行の路線を検討するにあたり、鉄道と鉄道を結ぶ路線は、採算性が高い点からも効果的ではないかと考えておりますので、この点を

踏まえて、可能な限り多くの区民に利用されるよう、利便性の高い運行計画を検討しております。

次に、コミュニティバスの採算性についてのご質問であります。

コミュニティバスの運行につきましては、先行する自治体のほとんどで収入が支出を下回る状況となっており、大変厳しい財政負担が生じている事例もあるかと承知しております。一方、極めて数は少ないですが、運行経費に限って言いますと、収支が均衡している事例もありますので、これらの状況を分析、調査するとともに、区民の方々の移動実態や要望等を十分に調査し、区民ニーズを反映した、可能な限り採算性の高い運行計画を検討したいと考えております。

続いて、本庁舎南館改築の基本構想策定における防災センターの位置づけについてのご質問であります。

年内に南館改築計画の基本構想をまとめるために、現在、策定作業に着手をしているところであります。災害に備えた区民生活を守るための庁舎となりますように、防災センター機能の充実、強化という観点から、庁内配置のあり方、また機能の充実や新たに取り入れるべき機能等につきましても、積極的に検討を進めてまいります。

続いて、改築計画の公表時期とその方法等についてのご質問であります。

基本構想の策定作業につきましては、おおむね9月上旬を目途に基本構想の素案を策定する予定としております。この素案をもとに、区議会の皆様方をはじめ関係団体の方々に説明をし、理解をいただくとともに、「広報いたばし」や区のホームページなどの媒体を活用しながら、パブリックコメント等により多くの区民の方々の意見を伺いながら合意形成を図ってまいりたいと考えております。その後、年内に基本構想を策定し、来年度以降、設計業務等の具体的な取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

続いて、消防団に関する関係機関との調整についてのご質問であります。

消防団につきましては、平常時の火災のみならず、地震などの災害時におきましても重要な役割を担っていると考えております。その活動のために必要な格納庫などの用地については、これまでも区有地の活用など、整備のための支援を行ってまいりました。今後とも関係機関との連携、調整を綿密に行いながら、消防団の施設充実のための支援を行ってまいりたいと考えております。

続いて、指定避難場所の充実についてのご質問であります。現在、区立小・中学校が避難所として指定をされておりまして、災害時には学校長を避難所長として、区職員や地域住民などにより避難所を運営していく計画となっております。毎年、避難所ごとに学校長や区職員、町会などの関係者が一堂に会して防災連絡会議を実施しております。この会議では、施設利用の方法についてや役割分担などを協議するとともに、必要に応じて仮設トイレの組み立て方や無線機の操作などの訓練も行っているところであります。訓練内容の充実やマニュアルの整備などによりまして、円滑な避難所運営が図られますように、引き続き対応してまいりたいと考えております。

続いて、区道の名称について、2点のご質問について回答いたします。

まず、区道に名称をつけることにつきましては、区民が道路や地域に親しみを持つことなどに有効な施策であると考えております。名称につきましては、昭和40年代に指定を始め、その後、地域からの要望により追加をしてまいりました。今後とも、区民からの要望に基づいて、幅員がおおむね8メートル以上で既に地域において名称で呼ばれている道路など、愛称設定の基準に照らし合わせて検討してまいります。

次に、公園里親制度を通じた公園の落ち葉対策についてのご質問であります。

区民の皆様は公園への愛着を深めていただくことは、落ち葉の問題に限らず、公園管理

の上で大変重要なことだと考えております。今後とも、緑の恩恵や自然の摂理について広く皆様にお知らせをしていくとともに、里親制度等の普及についても積極的に取り組んでまいります。

次に、公園の砂対策についてであります。

砂じんの防止につきましては、環境保全の観点からも、植物による被覆が最も望ましいと考えております。現在、芝よりも踏圧に強い植物の検討と実験を行っております。実用化を目指してまいりたいと考えております。

また、新設や全面改修する公園につきましては、浸透管による雨水の貯留を行っております。その中で砂じんの防止についても配慮をしましてまいりたいと考えております。

最後に、小竹向原駅エスカレータ設置についてのご質問であります。

東京地下鉄株式会社東京メトロ小竹向原駅につきましては、平成16年度に3番出口近くにエレベータは設置をされております。エスカレータの設置につきましては、地域の要望として東京地下鉄株式会社に要望してまいりたいと考えております。

教育委員会に関する答弁につきましては、教育長から行います。

教育長（北川容子君） 議長、教育長。

議長（佐々木としたか議員） 教育長。

〔教育長（北川容子君）登壇〕

教育長（北川容子君） おはようございます。教育委員会関連の3点の質問について、お答えをいたします。

まず、学力向上についてですが、中学校において、土曜日に正規の授業等ができないのかという質問でございます。土曜日は基本的には休みでございますが、土曜授業プランと申しまして、通常の授業などを、校長の判断で、教育委員会の届け出によりまして、実施ができることとなっております。平成20年度は区内の9つの中学校で、この土曜授業プランを活用しまして、授業を行っている実績がございます。来年度、21年度は新学習指導要領の実施に向けまして、夏季休業日の短縮を行いますとともに、各学校の実情に応じた授業時数の適切な確保や教育課程編成の工夫へ向けて、指導、助言に努めてまいりたいと考えております。

さらに、中学校におきましては、生徒の学力向上を図るために、地域のボランティア、教員などを有効に活用して、学力補充について工夫を行っております。現在、本区におきましても、多くの学校が放課後を活用しまして、補習教室等の名称で学力補充を行っているほか、中学校2校で、いきいき寺子屋事業として土曜日の補習を実施しているところがございます。今後、各学校における学力補充については、放課後子ども教室や地域ボランティアの活用も視野に入れまして、土曜日も含めて、拡充できるように検討してまいりたいと思います。

次に、放課後子ども教室についてでございます。指導員の増員につきましては、参加人数が特に多いところなど、特に子どもの安全面において緊急性の高い一部の学校について、6月から指導員を2名体制といたしました。その他の学校につきましても、事業の運用面で支障のある学校については、9月補正も視野に入れまして、指導員の複数名配置の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

さらに、指導員の質の向上でございますが、事業の実施に際しては、運営マニュアル等

を作成しまして、指導員個人の資質にとらわれず、一定のレベルの確保を図っているところでございます。今後、夏休み期間中には、安全対策のほか、事故発生時の対応方法などに関する研修会の実施も予定しております。今後とも、指導員がよりの確な対応ができるように、指導に努めてまいりたいと思います。

また、第2段階への前倒し移行についてでございますが、現在、放課後子ども教室始まってから2か月弱というところでございまして、まず、今は全校において第1段階を磐石なものにすることに全力を傾けているところでございます。その上で、予算上の制約はございますが、専用の部屋が確保できるなどの条件が整った学校から第2段階に移行できるよう努めてまいります。

3点目の、理解のない保護者への対応についてでございます。今までも教育委員会では指導主事を中心に、保護者や地域からの苦情を受けまして、さまざまな学校の支援を行っているところでございます。本年度は新たに区立学校を退職した2名の校長先生を学校相談員として指導室に配置をいたしまして、苦情の対応の充実を図っております。大変大きな役目を果たせるものと期待をしているところでございます。

次に、給食費の未納対策についてでございますが、昨年度、教育委員会内に学校給食費未納対策検討会を設置いたしまして、鋭意検討を進めているところでございます。この中で、教育長名による年度当初の納付勧奨や、長期滞納者に関する納付督促などを決定いたしまして、今年度から実施する予定でございます。教育委員会としましても、学校現場の事務処理軽減の観点から、滞納整理事務を見直す考えを持つ一方で、滞納の兆しが見えた段階で、学校の協力を得まして、納付勧奨を強化する必要があると考えております。今後は、懸案となっております長期滞納者への法的手段の検討と、学校現場の事務処理軽減について、さらに検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。